平成２２年（フ）第４０７号
兵庫県加古川市野口町二屋88番地の１　ロワイヤル東加古川Ⅱ―315号
債務者　津田ひとみ
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４７２号
広島県東広島市西条町田口189番地252
債務者　久藤　博美
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５７７号
広島県廿日市市佐方１丁目４番10号
債務者　小部　孝好
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６３５号
広島市安芸区船越４丁目１番21―201号
債務者　山内　幸子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８９０号
広島市安芸区中野２丁目44番17号
債務者　松本　朱美（旧姓黒川）
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９４７号
広島県安芸郡海田町南幸町１番４―５号
債務者　山縣　八起
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９９６号
広島県東広島市黒瀬切田が丘３丁目14番12号
債務者　鎌田　勝美
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３７号
香川県高松市木太町2639番地５マイハウス屋島401号
債務者　山崎ひとみ（旧姓多田・田中）
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２４４号
香川県高松市鶴市町2017番地19池田マンション505号
債務者　河﨑　敏雄
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２８９３号
福岡市博多区青木１丁目５番39―501号
債務者　久家　純子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４８号
福岡県筑紫野市大字下見383番地１
債務者　大石　　瞳（旧姓林）
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３６９号
福岡市博多区東比恵３丁目18番１―1008号
債務者　米倉　由紀（旧姓川崎）
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５６１号
福岡市早良区飯倉８丁目５番１号
債務者　中川多津子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５６３号
福岡市博多区金の隈１丁目10番１―803号
債務者　高島　佑三
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５６４号
福岡市博多区金の隈１丁目10番１―803号
債務者　高島　弘自
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９８７号
福岡市博多区麦野２丁目12番18号
債務者　柴　　征司
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９８８号
福岡市博多区麦野３丁目４番３号
債務者　田中　妙子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９８９号
福岡市博多区麦野３丁目４番３号
債務者　本多　辰之
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部